

年金制度はどう変わる？

2015年10月から被用者年金制度が一元化されます

第5回 共済年金と厚生年金の制度間差異の解消

現在の共済年金と厚生年金とは、次のとおり制度間の差異がありますが、この差異については、2015年10月から被用者年金制度の一元化により基本的に現行の厚生年金に揃えるかたちで、制度間の差異は解消されます。ただし、共済組合独自の制度については存続します。

■厚生年金に揃えて解消する制度間の差異

制度間差異	共済年金	厚生年金
①被保険者の年齢	年齢制限なし	70歳まで
②未支給年金 ^(※1) の給付範囲	遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母) 遺族がないときは相続人	死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪など3親等内の親族
③再就職による年金の支給停止	退職共済年金受給権者が共済組合員となった場合 (賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 退職共済年金受給者が厚生年金保険等となった場合 (賃金+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止	年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 ・65歳までは(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止 ・65歳以降は(賃金+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
④障がい給付の支給要件	保険料納付要件なし	保険料納付要件あり 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要
⑤遺族年金の転給	先順位者が失権した場合、次順位者に支給される (例：遺族年金受給中の子どものいない妻が死亡したとき、その遺族年金が父母等に支給される。)	先順位者が失権しても、次順位者に支給されない (例：遺族年金受給中の子どものいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。)

※1 受給権者が死亡した場合、その方が受けることのできた年金で未払いのものがあるときに遺族等に支払うもの。

■存続する共済組合独自の制度

制度間差異	共済年金	厚生年金
①女性の支給開始年齢	60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男女の差はない (1941年4月2日以降生まれから) ※共済年金の女性の方が、厚生年金に合わせて支給開始年齢の引上げが5年遅れとなるわけではありませんのでご注意ください。	女性の60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男性の5年遅れのスケジュール (1946年4月2日以降生まれから)
②特定消防組合員の支給開始年齢	特定消防組合員に係る60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは一般組合員の6年遅れのスケジュール (1947年4月2日以降生まれから) ※ここでいう特定消防組合員とは、消防指令以下の消防職員であった者で組合員期間等が25年以上(生年月日による経過措置あり)あり、かつ、退職時又は受給権発生時まで引続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員をいいます。	支給開始年齢の特例なし

<お問合せ先> 年金課 TEL 082-545-8555